

第 1 回

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

日時 令和 7 年 5 月 20 日（火） 15 時 00 分～

場所 丸亀市役所本庁舎 4 階特別会議室

第1回丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 次第

日 時：令和 7 年 5 月 20 日(火)15 時 00 分から

場 所：丸亀市役所 本庁舎 4 階 特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(報告)

- ① 報告第1号 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約について

(議案)

- ① 議案第1号 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程について
- ② 議案第2号 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱について
- ③ 議案第3号 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程について
- ④ 議案第4号 消防広域化重点地域の指定について

(協議)

- ① 協議第1号 協議事項について
- ② 協議第2号 消防広域化の方式について
- ③ 協議第3号 消防広域化スケジュールについて

4 そ の 他

・記念撮影

5 閉 会

報告第 1 号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約について

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約を丸亀市、善通寺市及び多度津町の議会の議決を経て、別紙のとおり定めたので報告する。

令和 7 年 5 月 20 日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 丸亀市、善通寺市及び多度津町は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第31条に規定する消防の広域化について協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会を組織する市町)

第3条 協議会は、丸亀市、善通寺市及び多度津町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防の広域化に係る調査研究に関する事務
- (2) 法第34条第1項に規定する広域消防運営計画の作成に関する事務
- (3) その他消防の広域化に関し必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、丸亀市大手町二丁目1番37号丸亀市消防本部内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた関係市町の長をもってこれに充てる。

(委員)

第8条 委員は、関係市町の長(会長を除く。)をもってこれに充てる。

(任期等)

第9条 会長及び委員の任期は、関係市町の長の任期による。

2 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町別の配分については、関係市町の長が協議により定める。

2 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の

職員のうちから選任するものとする。

- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該市町の長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第 12 条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第 13 条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第 14 条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 15 条 協議会の会議は、現に在任する委員全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会の設置)

第 16 条 会長は、協議会の担任する事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を設置する。

(幹事会の担任する事務)

第 17 条 幹事会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項の協議又は調整に関する事務
- (2) 第 24 条に規定する専門部会の担任する事務の進捗管理に関する事務

(幹事会の組織)

第 18 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもってこれを組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第 19 条 幹事長及び副幹事長は、幹事の中から協議会の会長が指名する。

(幹事)

第 20 条 幹事は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 関係市町の消防本部の長

(2) 関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長

(幹事会の招集)

第 21 条 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集する。

2 副幹事長及び幹事の過半数の者から会議の招集の請求があるときは、幹事長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、幹事長があらかじめこれを副幹事長及び幹事に通知しなければならない。

(幹事会の運営)

第 22 条 幹事会の会議は、現に在任する副幹事長及び幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副幹事長及び幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

4 副幹事長及び幹事は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

5 幹事長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を副幹事長及び幹事に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 幹事会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り別に定める。

(専門部会の設置)

第 23 条 会長は、幹事会の担任する事務を補助するため、協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

(1) 消防部会

(2) 総務部会

(3) 財政部会

(専門部会の担任する事務)

第 24 条 専門部会の担任する事務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- (1) 消防部会 消防本部又は消防署の機構、勤務形態、予防業務、通信業務、警防業務、救急業務等に関する事務
- (2) 総務部会 広域消防運営計画の作成に関する事務、広域化に伴う法規整備に関する事務、職員の身分、給与、福利厚生等に関する事務及び他の部会に属さない事務
- (3) 財政部会 広域化に伴う財政負担、財政計画、予算編成、財産の取扱い等に関する事務

(専門部会の組織)

第 25 条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもってこれを組織する。

(部会長及び副部会長)

第 26 条 部会長及び副部会長は、部会員の互選により、これを定める。

(部会員)

第 27 条 部会員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 関係市町の消防本部の長を補佐する職にある者
- (2) 関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長を補佐する職にある者

(専門部会の招集)

第 28 条 第 21 条の規定は、専門部会の招集について準用する。この場合において、第 21 条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(専門部会の運営)

第 29 条 第 22 条の規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、第 22 条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(経費)

第 30 条 協議会の事務の処理に要する費用は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、関係市町の長が協議により決定する。

(協議会の規程)

第 31 条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の処理その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに関係市町の長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程について

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

令和 7 年 5 月 20 日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約第15条第7項の規定に基づき、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、出席委員の半数以上の賛成をもって、公開しないことができるものとする。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席及び欠席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議の資料を添付する。

3 作成した会議録は、委員全員が署名しなければならない。

4 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し、必要な事項については、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会に諮り別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月20日から施行する。

議案第 2 号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱について

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱を別紙のとおり定める。

令和 7 年 5 月 20 日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴は、先着順に受け付ける。

2 報道関係者は、会議当日、所定の場所で、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、会議当日、所定の場所で、一般傍聴人受付簿（様式第2号）に自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である者を表示する腕章を除く。以下同じ。）たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第5条ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月20日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 第 回会議
報道関係者受付簿

番号	所 在 地	名 称	傍聴者の氏名	備 考

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 第 回会議
一般傍聴人受付簿

番号	所 在 地	名 称	傍聴者の氏名	備 考

議案第 3 号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程について

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程を別紙のとおり定める。

令和 7 年 5 月 20 日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の公印の規格、保管、使用等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、丸亀市消防本部総務課長（以下「保管者」という。）が行う。

(公印の使用)

第3条 公印を使用する者は、押印を要する文書に決裁済起案文書を添えて保管者に提示し、その審査を受けなければならない。ただし、正当な理由により決裁済起案文書の提示ができないときは、この限りでない。

2 保管者は、公印使用簿を備え、公印を使用する者に必要事項を記載させなければならない。ただし、これにより難いときは、別の方法で使用状況を明らかにすることができる。

3 公印は、保管者の指定する場所以外では使用してはならない。ただし、保管者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第2条関係）

1 名称	丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会長印
2 ひな型	丸亀市・善通寺 市・多度津町 消防広域化協 議会会長之印
3 寸法（ミリメートル）	方 27
4 書体	れい書
5 用途	対外全般
6 個数	1 個

議案第 4 号

消防広域化重点地域の指定について

消防広域化重点地域の指定について、別紙のとおり香川県知事に提出する。

令和 7 年 5 月 20 日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

令 7 丸善多第 1 号

令和 7 年 5 月 日

香川県知事 殿

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

会長 松 永 恭 二



消防広域化重点地域の指定について

令和 7 年 4 月 1 日に、丸亀市、善通寺市及び多度津町は、消防組織法第 31 条に規定する消防の広域化について協議するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、協議会を設置しました。

つきましては、総務省消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、消防広域化重点地域に指定いただけますようお願いいたします。

記

- 1 重点地域の指定を希望する地域： 丸亀市、善通寺市、多度津町

協議第 1 号

協議事項について

消防広域化協議会において検討する協議事項は、次のとおりとする。

番号	協 議 事 項
1	広域化の方式
2	共同処理事務
3	広域化のスケジュール
4	経費の負担方法
5	消防本部の位置
6	組合・消防本部・署の名称
7	消防本部・消防署の組織、事務分掌等
8	消防本部の権限、決裁等
9	議員定数
10	議員選挙方法
11	議会運営等
12	監査委員
13	公平委員会
14	任用、人事等
15	給与等
16	諸手当等
17	財産の取扱い
18	債務の取扱い
19	署所配置
20	消防署所の管轄区域
21	部隊運用等
22	通信施設
23	勤務形態及び勤務時間
24	職員定数
25	採用計画
26	職員配置
27	職名及び階級
28	教育訓練・研修等
29	貸与物品等
30	消防力整備計画
31	消防水利
32	電算システム
33	消防団との協力体制(消防団事務)
34	消防団との連携
35	災害対策本部との連携
36	防災部局との連携
37	消防協力団体との連携
38	補助金・交付金等
39	予算・契約等
40	庶務
41	組合同規約
42	消防広域運用計画

協議第 2 号

消防広域化の方式について

消防広域化の方式を一部事務組合とする。

○資料 消防の広域化の方式

方式	制度の概要	特 徴	課 題	事 例
一部事務組合 266 消防本部 R6. 4. 1 現在	・ 地方公共団体がその事務の一部を共同で処理をするため設ける特別地方公共団体	・ 法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能 ・ 責任の所在が明確	・ 機動的な意思決定がしづらい ・ 運営や存在が住民から見えにくい	・ 隣接する中・小規模な市町村が消防、し尿処理、ごみ処理、火葬場等
広域連合 22 消防本部	・ 地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、総合的かつ計画的に処理をするため設ける特別地方公共団体	・ 一部事務組合とほぼ同じ ・ 国・県から権限移譲を受けることができる ・ 直接請求が認められている	・ 一部事務組合とほぼ同じ ・ 国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない	・ 後期高齢者医療、介護保険、障がい者福祉、ごみ処理等
事務委託 144 市町村	・ 普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通公共団体に委ねる制度	・ 法人の設立を要しない ・ 責任の所在が明確 ・ 事務処理の効率性が高い	・ 委託団体は委託事務に直接、権限を行使できなくなる ・ 受託団体は受託した事務に責任をすべて負う	・ 消防、ごみ処理 ・ 公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)

協議第 3 号

消防広域化スケジュールについて

消防広域化スケジュールを別紙のとおりとする。

[illegible]

	令和6年度			令和7年度												令和8年度												令和9年度																			
				令和7年												令和8年												令和9年																			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8												
全体	10月 広域化 最終判断			広域消防運営計画策定(広域化後の消防体制の骨格) 4月 消防広域化重点地域申請												7月 パブリックコメント実施 8月 広域消防運営計画の決定 10月 県知事への許可申請 11月 県知事の許可																															
議会	12月 消防広域化説明			2市1町 議会議決 3月 消防広域化協議会規約												2市1町 議会議決 3月 令和8年度当初予算 指令、各種広域化改修費用 全員協議会説明												2市1町 議会議決 9月 消防組合規約 変更・加入 ・経費支弁の方法等 広域化初期費用(補正) 全員協議会説明												2市1町 議会議決 2月 組合議会予算 委員会 2市1町 議会議決 3月 協議会 解散							
協議会				5月 協議会設立会議 第1回消防広域化協議会 ・広域化の方式等 8月 第2回協議会 ・消防本部の位置 ・財産の取扱い等												11月 第3回協議会 ・経費の負担方法 ・給料等 3月 第4回協議会 ・採用計画等												7月 第5回協議会 ・消防広域運用計画 ・組合規約等 11月 第6回協議会 ・消防広域運用計画 等の協議事項 (運用)等												4月 第7回協議会 (解散)							
幹事会				7月 第1回幹事会 10月 第2回幹事会												12月 第3回幹事会 2月 第4回幹事会 4月 第5回幹事会 6月 第6回幹事会												8月 第7回幹事会 10月 第8回幹事会 2月 第9回幹事会																			
専門部会				随時 専門部会開催(幹事会からの指示による調査・研究)												随時 作業部会開催																															
備考				指令センター改修事業(広域化改修)契約 契約期間:R8(債務負担行為) ※7~8月仮契約、9月本契約												1月 指令広域運用訓練期間												3月 指令センター広域運用先行開始(案) 4月 丸亀・善通寺・多度津消防通信 指令事務協議会解散																			

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約に関する協議

協議事項

1 規約第 7 条（会長）

規約第 7 条に規定する協議会の会長に以下のとおり選任する。

市町長名	氏 名
丸亀市長	松永 恭二

2 規約第 10 条（会長職務代理者）

規約第 10 条に規定する会長の職務を代理する委員は、以下のとおり選任する。

市町長名	氏 名
善通寺市長	辻村 修

3 規約第 15 条第 6 項（識見を有するその他関係者）

規約第 15 条第 6 項に規定する委員以外の識見を有するその他関係者については、以下のとおり指名する。

所 属	職 名	氏 名
香川県	危機管理総局長	石川 恵市
中讃広域行政事務組合	事務局長	井上 孝敏

4 規約第 19 条（幹事長及び副幹事長）

規約第 19 条に規定する幹事長及び副幹事長に以下のとおり選任する。

役員名	区 分	職 名	氏 名
幹事長	善通寺市	消防長	氏家 二郎
副幹事長	丸亀市	消防長	宮脇 淳
	多度津町	消防長	青木 孝一